

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙6

デジタルチャレンジ推進事業に係る交付対象事業等（実施要綱第3の6、第4の6、第7の6、第8、第11関係）

第1 交付対象事業

交付対象事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域課題の解決を目的として、AIやIoT等のデジタル技術を活用し、新規性のある実証を行うもの。
- (2) 事業で作成、取得したデータ、報告書等をオープンデータとして広く公開し、新たな活用事例の提案や費用対効果の検証を交付事業者が行うもの。
- (3) 北海道内の市町村で実証を行うもの。
- (4) 北海道内の他の地域に横展開できる取組であるもの。
- (5) 国の補助事業で実施できないもの。

第2 交付対象経費

交付対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次のものとする。

経費区分	経費の内容
賃金	本事業のために臨時に雇用する者への人件費など（但し、既存の職員など交付事業者の恒常的職員の経費に該当するものを除く。） ※作業日報、雇用関係書類等の実績と経費が分かる書類を作成すること
報償費	講師や外部人材等への謝金など
旅費	交通費、宿泊費 ※社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る
需用費	会議費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など
役務費	通信運搬費（電気代・インターネット利用料金を除く）、広告費、保険料、手数料など
委託費	交付事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託する場合の経費 ※委託内容、金額が明記された契約書を締結し、委託する側である交付事業者に成果物等が帰属するものに限る
使用料及び賃借費	会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料、リース、レンタル料など
原材料費	研究開発や試作品の製作、サービスの試行、実証実験を行うために必要な材料や副資材の購入に要する経費
備品購入費	研究開発や試作品の製作、サービスの試行、実証実験等を行うために必要な機器、設備類等の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ※受払簿を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作、開発等の途中で発生した仕損じ品やテストピース等を保管すること ※事業終了後も事業者が継続使用する備品については、その耐用年数における1年分の費用 ※汎用性が高く、使用目的が特定できないものを除く
その他	その他、局長が特に必要と認める経費
対象外経費	営利を目的とした取組に係る経費、企業や個人の資産形成につながる費用 交付事業者の経常経費等、事業の実施に直接必要となる経費以外の経費 国又は道から別に補助又は委託を受けている事業に要する経費

※備品購入費は、補助対象経費総額の2分の1を限度とする。

※国、地方公共団体その他公的団体等からの補助金等の交付又は経費の負担（当該交付事業を実施するコンソーシアムの構成員となる市町村からの経費の負担を除く）を受けていないこと。

第3 事業計画に添付する関係書類

実施要綱第7の7に定める関係書類は、次のとおりとする。

- (1) デジタルチャレンジ推進事業 事業実施概要書（別記第49号様式）
- (2) 事業工程表（別記第50号様式）
- (3) 収支予算書（別記第51号様式）
- (4) 団体の目的等についての確認書（別記第52号様式）
- (5) コンソーシアム協定書（案）・コンソーシアム協定書第7号に基づく協定書・委任状（別記第53号様式）
- (6) 誓約書（別記第54号様式）
- (7) 団体等の定款または規約等の写し（民間事業者のみ）
- (8) その他事業の参考となる資料等

第4 交付申請及び実績報告

事業告示で示す交付申請書及び実績報告に添付すべき関係書類は、次のとおりとする。

1 交付申請

- (1) デジタルチャレンジ推進事業 事業実施概要書（別記第49号様式）
- (2) 事業工程表（別記第50号様式）
- (3) 収支予算書（別記第51号様式）
- (4) 団体の目的等についての確認書（別記第52号様式）
- (5) コンソーシアム協定書（案）・コンソーシアム協定書第7号に基づく協定書・委任状（別記第53号様式）
- (6) 誓約書（別記第54号様式）
- (7) 団体等の定款または規約等の写し（民間事業者のみ）
- (8) その他事業の参考となる資料等

2 実績報告

- (1) デジタルチャレンジ推進事業 事業実施概要書（別記第49号様式）
- (2) 支払関係証拠書類（契約書の写し、領収書等）
- (3) 事業の全体像が分かる実績報告書及びその概要版